

香芝市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和6年2月6日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：企画部 人事課>

- 1 監査実施年月日 令和3年6月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和3年8月10日
- 3 措置状況通知 令和6年2月2日 香人第73号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
職員に貸与される被服の管理等については、香芝市職員被服貸与等規程に基づき運用されているところであるが、被服の購入手続きや管理方法に関しては、具体的な規定はなく、慣習的に被服等貸与承認願により人事課長の承認を得て、購入後は個人が被服台帳により管理することになっている。被服購入時の人事課長承認漏れや被服台帳の紛失といった事例も発生していることから、事務手続き漏れ等が起こらないように被服の管理等に関する事務の見直しを行い、より効率的な運用に努められたい。	措置済	職員に貸与される被服の購入手続きや管理方法を確認していく中で、香芝市職員被服等貸与規程に台帳管理の定めはなく、慣習的に被服等貸与願による承認を受けてから購入されていることから、今後、被服の購入にあたっては、所管において貸与年数等の項目について確認を適正に行ったうえで、承認願を廃止しました。 また、被服の管理等について効率的な運用として、電子システムによる管理ができないかシステム業者と協議、検討を行って参りましたが、システム管理をすることはできないことが判明したことから、今後は、各課において適切に被服の管理等をすることとし、管理が適切に行われているか、適宜調査、確認を行って参ります。